

茅ヶ崎市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 2 7 号

茅ヶ崎市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則（平成 2 4 年茅ヶ崎市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 3 条第 1 号中「1, 3 0 0, 0 0 0 円」を「2, 0 0 0, 0 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「8 0 0, 0 0 0 円」を「1, 5 0 0, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「4 0 0, 0 0 0 円」を「8 0 0, 0 0 0 円」に改め、同条第 4 号中「3 0 0, 0 0 0 円」を「5 0 0, 0 0 0 円」に改め、同条第 6 号中「5 0 0, 0 0 0 円」を「1, 0 0 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。